

**「福岡地区水道企業団 経営改善に係る検討業務委託」に係る
提案競技 実施要領**

1 趣旨

福岡地区水道企業団（以下「企業団」という。）では、将来にわたって安全で良質な水道用水を安定的に供給するとともに、それらを支える安定経営を持続するため、中長期的な健全経営の検討を行っている。「福岡地区水道企業団 経営改善に係る検討業務委託」（以下「本業務」という。）においては、技術的な視点、経営的な視点の両面からさらなる経営改善策の提案を求めるものであり、民間の専門的知識や独自ノウハウ等を活用した優れた提案を得るため、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により、受託者を決定するもの。

2 履行期間

① 令和 7 年度 福岡地区水道企業団 経営改善に係る検討業務委託

契約締結の日（令和 7 年 11 月上旬予定）から令和 8 年 3 月 15 日まで

② 令和 8 年度 福岡地区水道企業団 経営改善に係る検討業務委託

契約締結の日（令和 8 年 4 月上旬予定）から令和 9 年 3 月 15 日まで

なお、本業務の実施は令和 8 年度の予算成立が条件であり、進捗状況等に伴い内容や時期は変更になることがある。

3 契約上限金額

① 令和 7 年度 福岡地区水道企業団 経営改善に係る検討業務委託

14,014,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 令和 8 年度 福岡地区水道企業団 経営改善に係る検討業務委託

25,872,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 契約金額の考え方

本提案競技の提出書類（見積書含む）をもとに契約締結を行う。ただし、各年度の予算の範囲内とする。

なお、公平性の観点から、契約時点において見積額を増額することはできない。ただし、消費税及び地方消費税の変更、委託項目及び内容の変更等のやむを得ない事情による場合を除く。

5 委託業務内容

資料Ⅰ「仕様書」のとおり

6 この提案競技に参加する者に必要な資格

この提案競技には、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ参加することはできません。

- (1) 企業団の令和 7・8・9 年度競争入札有資格者名簿の申請区分業種「土木設計」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。
- (2) 本業務を履行するにあたり、公認会計士法で規定する監査法人との協力体制を構築（経営的な視点からの現状分析、経営的な視点からの経営改善策の提案に関する業務の再委託）している。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。
- (4) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、企業団から福岡地区水道企業団競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置を受けている期間がある者でないこと。
- (5) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 「別紙 暴力団関与」に該当しないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は企業団に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

7 スケジュール(予定)

(1) 募集開始	令和7年9月18日(木)
(2) 質問書提出締切	令和7年9月26日(金)
(3) 質問への回答	令和7年10月2日(木)
(4) 提案競技参加申込締切	令和7年10月8日(水)
(5) 提案書提出締切	令和7年10月14日(火)
(6) プレゼンテーション・選定委員会による審査	令和7年10月22日(水)(予定)
(7) 事業者決定	令和7年10月23日(木)(予定)
(8) 契約締結	令和7年11月上旬(予定)

8 質問の受付及び回答

受付期限:令和7年9月26日(金)

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、「質問書(様式5)」に記載の上、期限までに本実施要領「18 問い合わせ先」に電子メールにて提出すること。

・メール件名:「【企業団経営改善に係る検討】提案に関する質問(事業者名)」

担当者から返信の電子メールを送付するため、メールが届かなかった場合は「18 問い合わせ先」に記載する電話番号に連絡すること。

質問に対する回答は、福岡地区水道企業団ホームページに掲載する。

ホームページへの掲載予定:令和7年10月2日(木)

※掲載場所

福岡地区水道企業団ホームページ>契約・検査情報>入札・契約情報>入札広告等情報
>公募情報>

9 提案競技参加申込

本提案競技に参加を希望する場合は、参加資格を確認の上、下記の書類を提出すること。

(1) 提出期限・方法

提出期限:令和7年10月8日(水)

「18 問い合わせ先」の場所へ郵送(必着)、持参、または電子メールにより提出すること。

・メール件名:「【企業団経営改善に係る検討】提案競技参加申込(事業者名)」

※ 郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

※ 持参の場合は、平日9時から17時までの間に提出すること。

※ 電子メールの場合は、提出した旨を電話で連絡すること。

※ 提出期限以降の提出は一切受け付けないため注意すること。

(2) 提出書類(各1部)

以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。

① 提案競技参加申請書(様式1)

② 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

④ 消費税および地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑤ 本業務を履行するにあたり、公認会計士法で規定する監査法人との協力体制を構築(経営的な視点からの現状分析、経営的な視点からの経営改善策の提案に関する業務の再委託)していることが確認できる書類(任意様式)

10 提案書等の提出

(1) 提出期限・方法

提出期限:令和7年10月14日(火)

郵送(必着)または持参、併せて電子メールにより提出すること。郵送の場合は、特定記録又は簡易書留で送付すること。

・メール件名:「【企業団経営改善に係る検討】提案書(事業者名)」

※ 提出期限以降の提出は一切受け付けないので注意すること。

(2) 提出書類

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ、下記①～③を作成し、提出すること。

① 提案書等提出書(様式2)

② 提案書(様式3)

「提案書作成要領」に従い作成したものをA4判縦長左綴じファイルに綴じる(A3版はA4サイズに綴じこむ。簡易製本も可。)こと。なお、提案書には会社名は表出させず、様式ごとにインデックス(様式3-1～3-5)を付けること。

③ 見積書(様式4)

見積限度額を上限額とし、封筒の表書きには、委託業務の件名及び企画提案者名を記載すること。

(3) 提出物

・書面 各 8 部、電子データ (PDF)

(4) 参加の辞退

参加申込後に、参加を辞退する場合は、「提案競技参加辞退届 (様式 6)」を提出すること。
提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものとみなす。

11 選定

(1) 審査

企業団が設置する選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容について審査を行う。実施方法及び開始時間は、確定後別途事業者ごとに電子メールにより通知する。

① 開催日 令和 7 年 10 月 22 日 (水) (予定)

② 場所 福岡地区水道企業団 本庁舎 3 階大会議室 (福岡市南区清水 4-3-1)

③ 説明

プレゼンテーションの内容は、提案書の内容から逸脱しない範囲とし、特にアピールしたい点を中心に提案内容の概要等を説明すること (追加資料の配布は不可。原則 PowerPoint を使用して実施すること。パソコンは提案者で準備すること。プロジェクタ、スクリーンは企業団で準備する。) とし、説明時間 15 分、質疑応答 10 分とする。

※ 参加者が 1 事業者の場合でもプレゼンテーションは行う。

※ 出席者は 1 事業者あたり 3 名以内とし、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する方が行うこと。

※ 出席者は提案競技に参加する者の名称 (商号又は名称等) が分かるような外見及び所持品を持参しないよう注意すること。

(2) 選定結果

令和 7 年 10 月 23 日 (木) (予定) に、プレゼンテーションに参加した全事業者に電子メールで通知するとともに、企業団のホームページで公開する予定。

12 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 評価方法

資料 3「評価項目・配点表」に基づき総合的に審査し、各委員の評定につき、評価項目ごとの平均点を合計した点数を「評価点」とする。

(2) 契約相手方候補の決定方法

・ 評価点が一番高い事業者を、最優秀提案者として選定する。評価点が二番目に高い事業者を、次点提案者として選定する。同点である場合は、委員会での評価結果を踏まえて協議の上、最優秀提案者を決定する。

- ・参加事業者が 1 者のみの場合は、提案内容を審査し、選考委員会の全委員が、合計点の満点の6割を満たす場合に、最優秀提案者とみなす。

(3) 契約相手方候補決定後の手続

最優秀提案者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。

また、契約締結に至らない場合は、次点提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

なお、業務委託契約の手続きにおいては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 の規定による契約保証金の納付が必要となることがある。

(4) その他

令和7年度業務の遂行成績が優れていた場合は、令和8年度に予定している経営改善に係る検討業務委託を継続して委託することを想定している。ただし、令和8年度の業務委託契約締結は、令和8年度の予算の成立が条件となる。

13 提出書類等の取扱い

- (1) 提出書類等提出後の内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2) 提出された書類は返却しない。提出された書類は、契約に至った場合に使用するほかは、審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 提案書類等は、審査の事務に必要な場合は、複製することがある。
- (4) 選定された提案は、企業団との協議により、内容の変更を求める場合がある。

14 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 仕様書を満たさない提案又は法令に反する提案を行った場合
- (2) 提出書類に不備や虚偽があった場合
- (3) 契約手続きに向けた必要な手続きを行わない場合
- (4) 選定委員等に対する不正な行為が認められた場合

15 その他留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (3) 本資料（添付資料含む）は、提案競技に参加するためのみ使用できるものとし、ほかの目的のために使用することを禁止する。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とする。
- (5) この委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。

- (6) 資料1「仕様書」の内容は、現時点で必要と思われる委託内容を提示しており、契約締結の際、契約予定者に対して、企業団から内容の変更を求めて協議することがある。
- (7) 本実施要領に定めのない事項については、福岡地区水道企業団総務部企画調整課において定める。

16 資料

- (1) 資料 1 仕様書
- (2) 資料 2 提案書作成要領
- (3) 資料 3 評価項目・配点表

17 様式

- (1) 提案競技参加申請書(様式1)
- (2) 提案書等提出書(様式2)
- (3) 提案書(様式3-1~3-5)
- (4) 見積書(様式4)
- (5) 質問書(様式5)
- (6) 提案競技参加辞退届(様式6)

18 問い合わせ先

〒815-0031 福岡市南区清水4-3-1

福岡地区水道企業団総務部企画調整課 担当:秋山、増山

電話:092-552-1732 FAX:092-552-1729

Eメール:keikaku@f-suiki.or.jp